

県産木材利用促進事業実施要領

令和2年3月25日付け林第1182号

令和2年7月1日付け林第367号

令和2年9月24日付け林第647号

(趣旨)

第1 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業、「しまねの木」建築利用促進事業及び民間木造建築促進緊急対策事業については、県産木材利用促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月25日付け林第1149号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(用語の定義)

第2 交付要綱第2において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」とする。
- (2) 「住宅」とは、木造住宅（共同住宅等を除く）とする。
- (3) 「民間非住宅建築物」とは、主に居住以外の用途に供せられる民間木造建築物とする。なお、国又は地方公共団体が整備する公共建築物及び、他から補助金交付を受けた公共建築物は除く。
- (4) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てることをいう。
- (5) 「増改築」とは、増築又は改築をいう。
- (6) 「増築」とは、既存の建築物の床面積を10m²以上増加させることをいう。
- (7) 「改築」とは、既存の建築物の一部もしくは全部を除却し、これと用途、規模、構造がほぼ同じものを建てることをいう。
- (8) 「木工事」とは、補助対象木材製品に係る構造材、造作材、その他木材製品の加工、組み立て、取り付けに関する工事のことをいう。
- (9) 「構造材」とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁、及び構造用材として用いた合板とする。
- (10) 「造作材」とは、内法材（敷居、鴨居、長押）、床柱、押入れ材、床板、天井板、回り縁、内壁材、外壁材、その他造作材として一般的に使用する部材とする。
- (11) 「その他木材製品」とは、野縁、胴縁、野地板、破風・鼻隠し、広小舞・登り淀、杵材、階段部材、住宅に付随した設備（ウッドデッキ、木製フェンス等）、その他建築材料として一般的に使用される部材とする。なお、建具、家具は対象としない。
- (12) 「建築士」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条で規定される1級建築士、2級建築士及び木造建築士で、建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所に在籍している者とする。

- (13) 「工務店」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者とする。

（補助対象条件等）

第 3 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という）が実施する事業の補助対象となる建築物は、以下に定める。

（1）「しまねの木」いきいき暮らし応援事業

- ①「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和 2 年 3 月 25 日付け林第 1148 号。以下「認定制度実施要領」という。）第 2 条で定める「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）または認定工務店となることが確実な者が国内に建築する住宅。
- ②施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築する住宅で、木材調達権限が施工工務店にあるもの。
- ③建築に使用する木材には、県産木材を木材総使用量の 60%以上使用するもの。
なお、令和 4 年度以降については、県産木材を木材総使用量の 65%以上使用するもの。
- ④鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について県産木材使用割合が 60%以上であるもの。なお、令和 4 年度以降については、主な構造が木造による部分について県産木材使用割合が 65%以上であるもの。
- ⑤建築物の工事に未着手であるもの。
- ⑥年度末までに木工事が完了するもの。
- ⑦補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、図面や写真等の県への提供に協力するもの。
- ⑧施工にあたっては、県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。

（2）「しまねの木」建築利用促進事業

- ①認定制度実施要領第 2 条で定める「しまねの木」活用建築士（以下「認定建築士」という。）または認定建築士となることが確実な者で、過去に当補助事業に採択されたことがない者が設計・監理をする国内の民間非住宅建築物。
- ②設計・監理の契約者であるもの。
- ③建築に使用する木材には、県産木材を木材総使用量の 60%以上使用するもの。
- ④鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について、県産木材使用割合が 60%以上であるもの。

- ⑤複数の設計事務所による共同設計もしくは共同事業体（JV）により施工された民間非住宅建築物について、契約書等に記載された全ての設計事務所にそれぞれ認定建築士または認定建築士になることが確実な者が一人以上在籍し、当民間建築物の設計・監理を担当しているもの。
- ⑥建築物の工事に未着手であるもの。
- ⑦構造見学会や完成見学会、HP掲載など県産木材のPRを実施するもの。
- ⑧補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、図面や写真等の県への提供およびその公表に協力するもの。
- ⑨施工にあたっては、県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。
- ⑩知事が別に定める審査会で補助対象として適当と認められたもの。

（3）民間木造建築促進緊急対策事業

- ①認定制度実施要領第2条で定める認定工務店、または認定工務店となることが確実な者が建築する民間非住宅建築物。
- ②施主と直接建築に関する契約するか、施工工務店が施主となって建築し、木材調達権限が施工工務店にあるもの。
- ③建築に使用する木材には、県産木材を木材総使用量の60%以上使用するもの。
- ④鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について県産木材使用割合が60%以上であるもの。
- ⑤建築物の木工事が未完成で、県産木材を使用できるもの。
- ⑥構造見学会や完成見学会、HP掲載など県産木材のPRを実施するもの。
- ⑦補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、図面や写真等の県への提供に協力するもの。
- ⑧施工にあたっては、県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。

2 木材協会は、前項の補助事業の実施に必要な事務費を補助対象とすることができる。ただし、金額は第6の県の承認の範囲内とし、補助対象とできる経費は、人件費、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃貸料とする。

(補助金対象者)

第4 木材協会が実施する事業の補助金の対象者は、第3の(1)及び、第3の(3)の事業においては、認定工務店または認定工務店となることが確実な者、第3の(2)の事業においては、認定建築士または認定建築士となることが確実な者とする。

2 補助金の対象者は、県産木材の普及啓発に協力するものとする。

(事業実施計画の申請)

第5 木材協会は、当該事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

2 木材協会は、知事の承認を受けた内容を変更するときは、事業実施計画変更承認申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(事業実施計画の承認)

第6 知事は、木材協会から第5の申請書が提出された場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、承認(様式第3号)するものとする。

(事業遂行状況の報告)

第7 木材協会は、事業の遂行状況を事業遂行状況報告書(様式第4号)により、該当月(5月、7月、9月、11月、1月)の末日までの状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(事業実施の報告)

第8 木材協会は、事業が完了した時は、完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月末日までのいずれか早い日までに事業実施報告書(様式第5号)を提出するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月24日から施行する。

様式第1号

番 号
令和 年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長 印

県産木材利用促進事業実施計画承認申請書

県産木材利用促進事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業計画

令和 年度事業

ア 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業

区分	金額	内 訳
新 築		
増改築		
小 計		
事務費		
合 計		

イ 「しまねの木」建築利用促進事業

区分	金額	内 訳
設計・監理費助成		
事務費		
合 計		

ウ 民間木造建築促進緊急対策事業

区分	金額	内 訳
建築費助成		
事務費		
合 計		

2 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

(注1) 事務費の内訳欄には、節区分毎に金額を記載すること。

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長 印

県産木材利用促進事業実施計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更事業計画

令和 年度事業

ア 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業

区 分	金 額	内 訳
新 築		
増改築		
小 計		
事務費		
合 計		

イ 「しまねの木」建築利用促進事業

区 分	金 額	内 訳
設計・監理費助成		
事務費		
合 計		

ウ 「しまねの木」建築利用促進事業

区 分	金 額	内 訳
建築費助成		
事務費		
合 計		

- 3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 経費の配分は、変更前(上段括弧書き)と変更後(下段裸書き)を二段書きとし、その内容が対比できるように記載すること。

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 島根県木材協会
会長 様

島根県知事

県産木材利用促進事業実施計画の承認について

令和 年 月 日付け で申請のあったこのことについては、承認します。

つきましては、県産木材住宅利用促進事業費補助金交付要綱第3（変更の場合は「第4」と記載）に基づき、令和 年 月 日までに補助金の交付申請（変更の場合は「変更交付申請」と記載）をしてください。

様式第4号

番 号
令和 年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長 印

県産木材利用促進事業遂行状況報告書

このことについて、令和 年 月 日末現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

(別表) のとおり

(別表) ア 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業

事項	採択件数	採択金額 (円)	支払件数	支払金額 (円)
①新築				
②増改築				
合計				

(注) 別紙 1-1、1-2 を添付すること。

(別表) イ 「しまねの木」建築利用促進事業

事項	採択件数	採択金額 (円)	支払件数	支払金額 (円)
設計・監理費助成				
	前年度からの繰越件数	繰越金額 (円)	支払件数	支払金額 (円)

(注) 別紙 2 を添付すること。

(別表) ウ 民間木造建築促進緊急対策事業

事項	採択件数	採択金額 (円)	支払件数	支払金額 (円)
建築費助成				
	前年度からの繰越件数	繰越金額 (円)	支払件数	支払金額 (円)

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長 印

令和 年度県産木材利用促進事業実施報告書
標記の事業について、事業の実施内容を下記のとおり報告します。

記

(別表) のとおり

(別表) ア 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業

事項	採択件数	採択金額 (円)	支払件数	支払金額 (円)
①新築				
②増改築				
合計				

(注) 別紙 1-1、1-2 を添付すること。

(別表) イ 「しまねの木」建築利用促進事業

事項	採択件数	採択金額 (円)	支払件数	支払金額 (円)
設計・監理費助成				
	前年度からの繰越件数	繰越金額 (円)	支払件数	支払金額 (円)

(注) 別紙 2 を添付すること。

(別表) ウ 民間木造建築促進緊急対策事業

事項	採択件数	採択金額 (円)	支払件数	支払金額 (円)
建築費助成				
	前年度からの繰越件数	繰越金額 (円)	支払件数	支払金額 (円)

(注) 別紙 3-1、3-2 を添付すること。

